

生涯学習制度の見直しについて

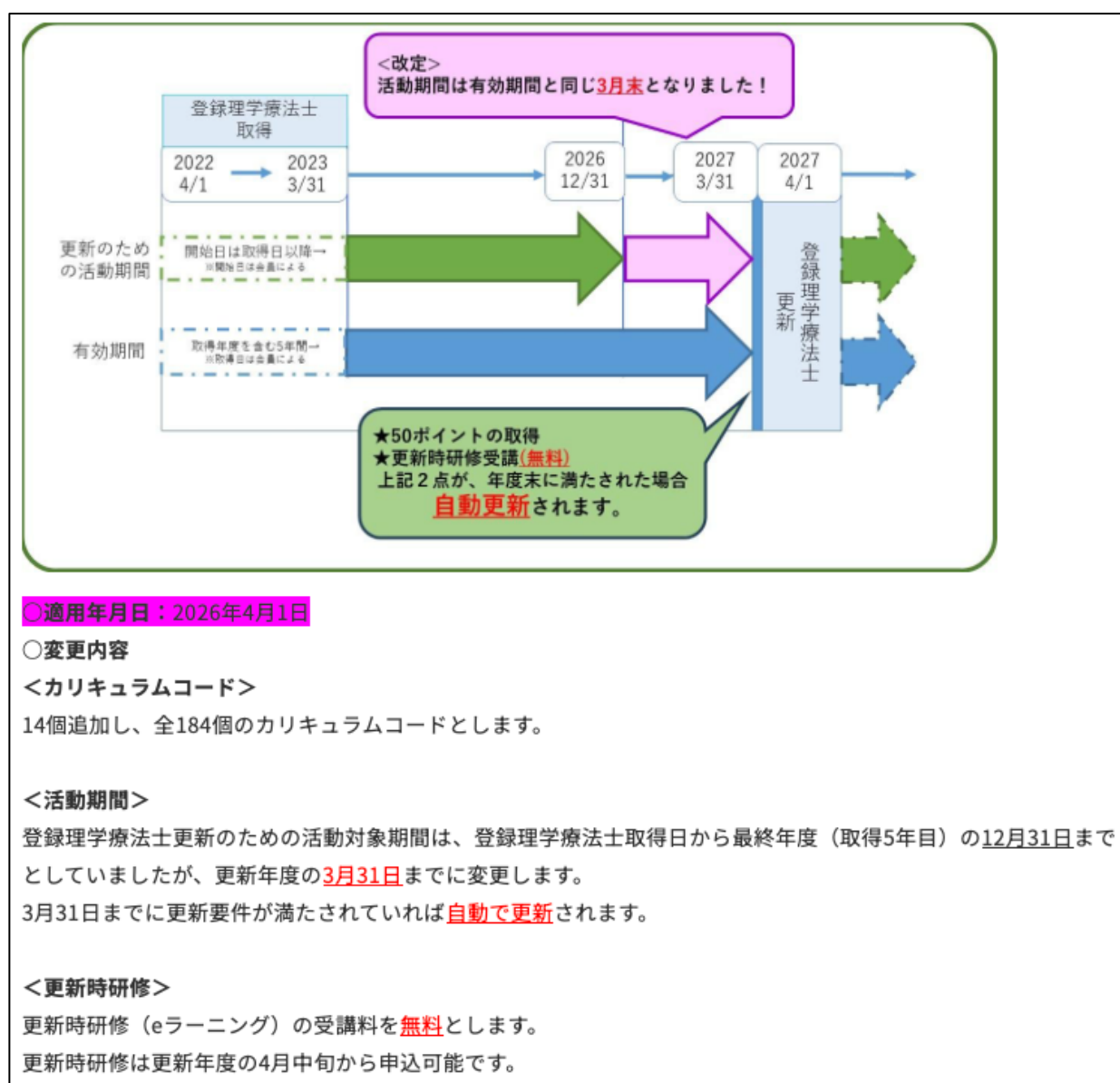
平素より本会活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

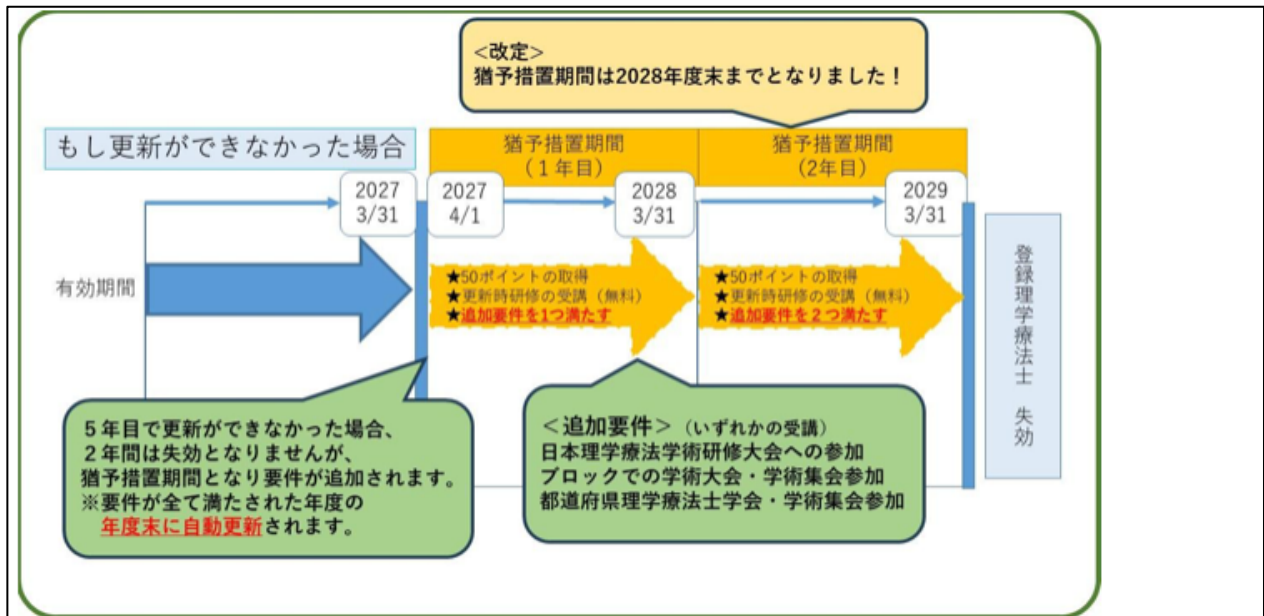
日本理学療法士協会 HP にも掲載されておりますが、生涯学習の見直しが順次行われております。2026年4月以降大きく変更されたものがあります。下記に協会 HP から抜粋したものを記載しております。詳細やお問い合わせ先は協会 HP よりご確認ください。

(<https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/new/minaoshi/>)

認定・専門研修部長 木勢峰之

登録理学療法士更新について（2026/4/1 以降）





<更新延長>

○適用年月日：2026年4月1日

○更新延長要件

・有効期限から過去5年間に於いて以下の要件を満たしていること。

- ①6カ月以上にわたり、医師の指示に基づく療養を要するケガまたは病気があった場合
- ②出産または6歳以下の子の養育を担っていた場合
- ③親族（2親等以内）が要介護認定2以上、またはこれに準ずる状態にあり、その介護を担っていた場合
- ④1年以上の海外留学または海外赴任の場合

<更新未完了者に対する猶予措置>

2029年度の制度改定まで、登録理学療法士を失効しない仕組みとしました。

なお、追加要件が満たされれば、猶予期間中も更新は可能です。

※更新完了した方と、猶予期間の方は何らかの差を設ける予定です。

○適用年月日：2027年4月1日

認定理学療法士更新について（2026/4/1以降）

<更新要件①>

○適用年月日：2027年4月1日以降の更新申請分から

・要件①（「学術雑誌への論文投稿」または「学会での筆頭演者としての発表」）を必須要件から削除し、論文執筆・学会発表なしでも認定理学療法士を更新可能とします。

※引き続き、上記活動は認定理学療法士更新点数として認められます。

※論文投稿や学会発表については、引き続き認定理学療法士更新点数の対象とし、活動の性質を踏まえて他の活動と比較し高い点数を設定しています。

<更新要件②>

○適用年月日：2026年4月1日

・要件②（100点の取得）では、今まで以上に幅広い活動（以下概要）を認めることとします。

<追加>

- ・ブロックが発刊した学術雑誌への論文投稿
- ・都道府県理学療法士会が承認した研修会の講師、症例検討会の座長
- ・都道府県理学療法士会、ブロック、日本理学療法学会連合の会員団体が発刊する学術雑誌の論文査読

※詳細は下記を参照

[点数基準（PDF：142KB）](#) 

<更新要件③>

○適用年月日：2027年4月1日

要件③（更新時研修）は、eラーニングの講義内容を分野別研修（3コマ）に変更します。

専門理学療法士更新について（2026/4/1以降）

<更新要件①>

○適用年月日：2027年4月1日以降の更新申請分から

要件①「学術雑誌への論文投稿」または「学会での筆頭演者としての発表」に加え、「学会での講演講師・シンポジスト・パネリスト」も要件として認めることとします。

<更新要件②>

○適用年月日：2026年4月1日

要件②（100点の取得）では、今まで以上に幅広い活動（以下概要）を認めることとします。

<追加>

- ・ブロックが発刊した学術雑誌への論文投稿
- ・都道府県理学療法士会が承認した研修会の講師、症例検討会の座長
- ・都道府県理学療法士会、ブロック、日本理学療法学会連合の会員団体が発刊する学術雑誌の論文査読

※詳細は下記を参照

[点数基準（PDF：142KB）](#) 

<更新要件③>

○適用年月日：2027年4月1日

要件③（更新時研修）は、eラーニングの講義内容を分野別研修（3コマ）に変更します。